近畿自動車道名古屋亀山線	四日市東インターチェンジから亀山インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
近畿自動車道名古屋神戸線	みえ川越インターチェンジ又はみえ朝日インターチェンジ。
西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道西宮線	栗東インターチェンジから西宮インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	草津田上インターチェンジ。
西日本高速道路株式会社が管理する一般国道１号及び478号（京滋バイパス）	各インターチェンジ。
西日本高速道路株式会社が管理する一般国道１号（第二京阪道路）	起点、巨椋池インターチェンジ、八幡東インターチェンジ又は枚方東インターチェンジ。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金並びに別添６のうちＡ、Ｂ及びＣに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道又は別添６のうちＡ、Ｂ若しくはＣに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成21年４月４日から平成26年３月31日までとする。

⑯　第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引

イ　割引をする自動車

第一東海自動車道の東京インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋亀山線の亀山インターチェンジを流出し、かつ、午後11時から翌午前０時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金並びに別添６のうちＡ、Ｂ及びＣに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

ただし、平成26年３月31日までの平日の前日についての割引率は50パーセントとする（平成26年３月31日までの間については休日の前日についても割引率を50パーセントとする。）。

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道又は別添６のうちＡ、Ｂ若しくはＣに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成21年４月１日から平成26年３月31日までとする。

⑰　首都圏中央連絡自動車道連続利用割引

イ　割引をする自動車

㈠から㈱に定める各インターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車。なお、ＡからＥのインターチェンジはニに定めるところによる。

㈠　Ａインターチェンジとインターチェンジ相互間

㈡　Ａインターチェンジとインターチェンジ相互間

㈢　Ａインターチェンジとインターチェンジ相互間

㈣　Ｂインターチェンジとインターチェンジ相互間

㈱　Ｂインターチェンジとインターチェンジ相互間

ロ　割引額

割引額は150円（イ㈡及び㈱に定めるインターチェンジ相互間の通行については300円。）とし、高速国道の通行料金に適用する。

ハ　適用する期間

平成21年５月13日から平成26年３月31日までとする。

ニ　対象インターチェンジ

Ａインターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道の各インターチェンジ（あきる野インターチェンジを含まない。）。
Ｂインターチェンジ	東日本高速道路株式会社が管理する首都圏中央連絡自動車道の各インターチェンジ。
Ｃインターチェンジ	第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の厚木南インターチェンジ及び中央自動車道富士吉田線の元八王子インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Ｄインターチェンジ	中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ。
Ｅインターチェンジ	東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションから久喜インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから鶴ヶ島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

⑱　東海環状自動車道連続利用割引

イ　割引をする自動車

ニに定めるＡインターチェンジとＢインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引額

割引額は150円とし、高速国道の通行料金に適用する。

ハ　適用する期間

平成21年５月13日から平成26年３月31日までとする。

ニ　対象インターチェンジ

Ａインターチェンジ	東海環状自動車道の各インターチェンジ。
Ｂインターチェンジ	第一東海自動車道の豊田インターチェンジから小牧インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東海北陸自動車道の一宮西インターチェンジから美濃インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東インターチェンジから名古屋南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから小牧ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び一宮インターチェンジ。

⑲　中央自動車道富士吉田線における短区間割引

イ　割引をする自動車

均一制区間のうち、高井戸インターチェンジから調布インターチェンジまでの区間、高井戸インターチェンジから稲城インターチェンジまでの区間、高井戸インターチェンジから国立府中インターチェンジまでの区間、調布インターチェンジから稲城インターチェンジまでの区間、調布インターチェンジから国立府中インターチェンジまでの区間、府中スマートインターチェンジから国立府中インターチェンジまでの区間、府中スマートインターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間又は国立府中インターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間を通行するＥＴＣ車。